

2024（令和6）年7月10日

外務大臣

上川 陽子 様

国連 NGO 国内女性委員会 委員長 鷲見 八重子

## 第79回国連総会第三委員会におけるステートメントへの要望書

国連 NGO 国内女性委員会は 1957 年の創設以来、当委員会が推薦する「民間女性」が日本政府代表団の一員として国連総会第三委員会に参加し NGO からの要望を反映させる機会を様々に活かしてまいりました。これからも昨今の多岐にわたる地球規模的な国際社会の危機的状況の中で、日本政府と市民社会のあらゆるステークホルダーとの協働とパートナーシップの形成がますます重要になると認識しております。今年度も NGO 代表者が国連総会第三委員会の政府代表顧問としてステートメント等で、女性の政治的エンパワーメントと民主的ガバナンスの重要性を表明できる機会をいただけますよう宜しくお願い申し上げます。

3年にわたった新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言の終了が WHO から発表されてから1年経ち、各国において危機対応から中長期的な管理対策のステージに移行し、国内的に見ると、社会はほぼ「コロナ前」の状況に戻った一方で、国際情勢を見ると、ロシアのウクライナ侵攻が今や2年半にわたり、さらに昨年10月来のガザ地区での武力行使は人権上、人道上の危機をもたらしています。他の地域でも長期にわたる未解決紛争や気候変動により、人的・自然災害による大量の難民発生、経済状況の二分化をもたらしている物価高騰、債務返済負担の急増等、経済のグローバル化が複合的課題のグローバル化となっているにも拘わらず、国際的な協調を蔑ろにする自国優先的思考がより強力になっています。その中で多くの人権侵害が発生していることが報告され、ILO は「現代奴隷」が約 5000 万人にのぼると報告しています。

このような危機的状況において一番の被害を受けているのが、女性・子ども・若者・高齢者・障がいを持つ人・移民・難民・LGBTQ+等、複合的な属性から無視されることが多い、つまり、交差性(Intersectionality)を抱えている人たちです。まさにこの非常時、特に、人道、人権がゆるがせにされている状況下で、構造的な社会経済的不平等が露呈されたといえます。

2024 年 6 月に世界経済フォーラムから発表された日本のジェンダーギャップ指数は 0.663、146 カ国中 118 位、G7 諸国の中で依然として最下位にあるばかりではなく、経済分野は 120 位、政治分野においては 113 位で、日本は、Global North（先進諸国）に位置付けられながらも、ジェンダーに関しては著しく国際水準と乖離した状況にあります。また現代奴隷も日本において、2018 年に 37,000 人から 2021 年には 144,000 人へと増加しており、この現状を非常に重く、危機感をもって受け止めています。

このような国内外での複合的課題を抱える中で、日本は 2023 年から国連安全保障理事会非常任理

事国ならびに国連人権理事会理事国となり、国際社会において平和と安全の維持という使命と責任を果たすべく、様々な貢献が期待されています。昨年の G20 ニューデリーサミットにおいて、岸田首相は、国連の機能の強化と特に安全保障理事会の改革を強調されました。国内外において日本政府は国際平和と安全をどのようにリードしていくのか、その成果と取り組みを第三委員会において強くアピールしていただきたく存じます。

具体的には：

## 1. 社会開発

①社会開発の議題においては、まず、気候変動危機に対し、2021年の国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）、京都議定書第16回締約国会合（CMP16）、パリ協定第3回締約国会合（CMA3）において、日本政府は締約国に2030年までを「勝負の10年」と呼びかけております。また昨年のG7広島サミットでも「ネット・ゼロという世界各国が目指す共通のゴール」が示されました。昨年11月にCOP28に先立って開催された世界気候行動サミットにおいて、岸田首相は、省エネ、再エネのクリーンエネルギーの導入を表明されました。昨年12月には日本主導でアジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）首脳会合が開催され、脱炭素のASEAN諸国の連携を構築しました。

これらのことを踏まえ、気候変動危機は2030年を待つまでもなく喫緊の地球規模の問題であり、脱炭素、再生エネルギー等についてAZECならびに日本政府の取り組みの近況と効果を大々的に示すこと。

②各国においても人口の高齢化が進んでいる中で、我が国では2022年に（2023年9月の推定値では）高齢者人口割合が29.0（29.1）%、内75歳以上は15.6（16.1）%と、超高齢社会となっており、人口の年齢別比率が劇的に変化し、雇用、医療、福祉などの問題が一層深刻になるという2025年の日本の社会に対する日本政府の具体的な取り組みと期待される成果を各国に示すこと。

特に2020年に国連総会で採択された「国連の健康な高齢化10年」に基づく健康な高齢化の促進の中で、高齢者の個人間・集団間・地域間情報格差対策と、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成について他国に示すこと。

③本年の第17回「障害者権利条約（CRPD）」締約国会合において、「障害者権利委員会（CRPD）」委員に田門浩氏が選出されたことは喜ばしく、日本政府としても期待と支援の意を表明すること。

障がいを持つ人の権利について、2022年のCRPDからの日本政府への勧告に対する取り組みと方針について示すこと。また本年公表された「障害者権利条約パンフレット」の成果についても示すこと。

④本年のCSW68においては、国連日本政府代表部と私たち3NGO団体（国際婦人年連絡会、JAWW（日本女性監視機構）、国連NGO国内女性委員会）との共催で、「Women's Multidimensional Poverty Challenges and Grassroots Responses」のテーマでサイドイベントを

開催しました。日本政府は市民とともに（誰一人取り残さない）行動計画の作成や実施をしている姿勢として、この第三委員会 への一般市民の女性の参画と CSW のサイドイベントを是非、アピールすること。

- ⑤本年 9 月に開催される未来サミットの協定の中の「ユース、次世代の参画、包摂」について日本政府の方針を述べること。

## 2. 女性の地位向上

- ①「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2024（女性版骨太方針 2024）」について言及し、目標の達成に向けて、特に大きく後れを取っている政治分野、経済分野の状況を改善する取り組みについて述べること。
- ②「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、女性支援新法）」が 2024 年 4 月より施行されている。特に女性支援新法は、交差性の問題を改善し、女性のエンパワーメントを実現する手法として官民協働で支援し、ジェンダー平等達成の推進力とすること。
- ③政府が積極的に取り組んでいる女性・平和・安全保障（WPS）の取り組み状況と好事例について積極的に情報提供すること。
- ④デジタル格差の解消、SNS 上の暴力の廃止、AI のアルゴリズムに組み込まれたアンコンシャスバイアスの解消に向けた取り組みや規制対策について指摘すること。  
あわせて日本における「女性デジタル人財育成プラン」についても言及すること。
- ⑤「政治分野における男女共同参画推進法（候補者男女均等法）」の改正により、女性議員の進出に厚い壁となっていたセクハラ、パワハラ、マタハラ などハラスメントへの対応措置が講じられたことによる成果および今後の課題について述べること。
- ⑥令和 4 年（2022）の改正で女性活躍推進法に基づく、「男女の賃金の差異」情報の公表が従業員 301 人以上の事業主に義務化され、男女賃金格差解消へ一歩踏み出したことをアピールすること。
- ⑦教育分野において、女性の 科学・技術・工学・数学（STEM） 領域への進学と職業選択を阻む社会的障壁として、1）女性研究者の割合が低くロールモデルが少ないこと、2）学校教育における女性管理職が少ないこと、3）STEM 領域や、研究者、管理職は、「男性が向いている」等というアンコンシャスバイアス（無意識の偏見）などを是正する取り組みについて示すこと。
- ⑧「女子差別撤廃条約委員会(CEDAW)」にて本年 10 月に開催される日本報告審議に関する日本の準備状況もしくは審議状況について述べること。

### 3. 子どもの権利

- ①国連の年次報告において、2023 年は、紛争下における子どもへの暴力、権利侵害の数が 3 万 705 件と極端に急増し、紛争への動員・利用は 8655 件、傷害 6348 件、殺害 5301 件、人道支援へのアクセス妨害 5205 件、拉致・誘拐は 4356 件と認定している。イスラエル、パレスチナの子どもの侵害 2 万 3000 件は、まだ認定作業中とのこと。国連は、イスラエルを「子どもの権利を著しく侵害した国」に加えたが、安全保障理事会非常任理事国、国連人権理事会理事国として日本政府の見解について述べることに。
- ②国内においては、昨年施行された「こども基本法」ならび「こども家庭庁」の成果として、「こどもどまんなか」の方針を掲げ、取り組んでいる少子化対策について、また、本年成立した「こども貧困解消法」に基づく子どもの相対的貧困対策（子ども貧困率 11.5%）について述べることに。  
ひとり親家族（ひとり親世帯貧困率 44.5%）、ヤングケアラー、デジタルディバイドなど、貧困がもたらす教育格差への対策も述べることに。
- ③デジタルディバイド対策と同時に、インターネットによる危険（ネット依存、いじめ、性被害、プライバシー侵害）から子どもを守り、子どもの権利を擁護する施策、デジタルリテラシー教育について述べることに。
- ④国内での小中高校生の自殺者数（513 名）、また児童相談所への児童虐待相談件数（21 万 9170 件）は過去最高となっており、これらの背景と対策について述べることに。
- ⑤CRPD で指摘された障がいのあるこどもの権利としてのインクルーシブ教育への進捗状況を述べることに。

### 4. 犯罪防止・刑事司法、国際薬物取り締まり

- ①2021 年に京都で開催された第 14 回国連犯罪防止刑事司法会議での「京都宣言」をもって、日本政府としてアジア太平洋刑事司法フォーラムの創設、再犯防止の推進について、具体的な活動と成果を示すことに。  
2026 年の第 15 回犯罪防止刑事司法会議に向けての国際組織犯罪、違法薬物取引と腐敗等について日本の取り組みを述べることに。
- ②2024 年 3 月の国連総会で、「安全、安心で、信頼できる AI システムの推進」決議が採択されたことに照らし、国際組織的なデジタル犯罪、サイバー犯罪、テロリズムにおける AI の不正利用対策、防止について述べることに。
- ③人身取引対策行動計画に基づいた人身取引対策推進会議の進捗状況と人身取引（性的サービスや労働の強要等）対策、特に女性や児童ポルノをはじめ、子どもの性的搾取に対する日本政府の施策を示すことに。今国会で成立した「こども性暴力防止法」（日本版 DBS：性犯罪に関する

前歴開示及び前歴者就業制限機構含む)についても言及すること。

## 5. 先住民族の権利

- ①先住民族の権利に関する国連宣言と 2024 年 4 月のアイヌ先住権を否定する判決との整合性について、日本政府の考えを示すこと。

## 6. 人権の向上と保護、人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容、民族自決権、難民・避難民・帰還民

- ①二国家の平和的共存を支持する日本政府として、本年 5 月の国連緊急総会において、パレスチナの国連正式加盟が決議されたことは非常に喜ばしいことであり、安全保障理事会での拒否決議再検討を期待すること。
- ②2022 年からのロシアのウクライナ侵攻は、国家主権および人権の重大な侵害であり、2 年半にわたり全世界に経済的、社会的、人道的危機をもたらしている。また昨年からのイスラエル、ハマス戦闘は、死亡者数が 3 万 7000 人を超え、病院や学校の攻撃、人道支援の妨害により国連機関の職員も 193 人（2024 年 6 月現在）と過去最多となっており、国際人権法と人道法が無視されていることから、人間の普遍的な人権、人道の侵害についての認識を各国と共有し、紛争地域における国際人権法の尊重、国際人道法の実現、国家としての秩序、国際平和維持を積極的に提言すること。
- ③日本が締約している、自由権規約（ICCPR）、社会権規約（ICESCR）、人種差別撤廃条約（ICERD）、拷問等禁止条約（CAT）などを実施する政策、その成果、課題と取り組みについて過年度からの進捗状況を示すこと。
- ④北朝鮮による拉致は甚だしい人権侵害であり、徹底的に追及すること。
- ⑤訪日外国人観光客が急増し（3300 万人）、また在留外国人も過去最多数（340 万人）と急激に増加しているにも拘わらず、排斥的なヘイトスピーチ、現代奴隷を生み出す外国人の就労政策、人種差別を疑わせる社会環境の整備不足などを踏まえ、外国人との共生社会に向けた取り組み、課題と方策について述べること。
- ⑥国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の難民情勢報告によると 2024 年 5 月には、紛争や迫害によって故郷を追われた人が全世界で 1 億 2000 万人に達し、生命危機、人道危機に直面している。日本における難民認定数は 2023 年に 303 人と過去最多数となつてはいるが、難民認定数のみならず難民認定率も他国と比較して低い現状である。2024 年 6 月に、「出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律」及び「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が成立されたが、難民受け入れに対する日本政府の方針と、人権理事会理事国として国際社会での立場を踏まえ、難民を受け入れている国の諸問題についても、包括的な見解を述べること。

以上、国内外において日本が国際平和と国際人権に率先して貢献する姿勢を第三委員会において強くアピールする機会を生かしていただきたく存じます。

以上